

施設等利用給付のご案内 (認定こども園等・新制度幼稚園)

令和7年9月改定

※教育・保育給付認定(幼稚園枠: 1号認定用)

この案内書は、認定こども園、もしくは子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園（以下「認定こども園等」という。）を利用（又は利用を予定）する川口市在住の保護者の方を対象として「施設等利用給付」の内容について掲載しているものです。

内容をご確認のうえ、必要となる手続きを施設利用開始前に必ず行ってください。
利用開始後に手続きを行った場合、給付を受けられない期間が生じる場合があります。

なお、保育園枠: 教育・保育給付認定 2号及び3号認定は、施設等利用給付認定の対象外となります。

教育・保育給付認定については、別途手続きが必要となります。右記二次元コードを参照し、手続きをしてください。

川口市無償
HP: 二次元コード



川口市教育・
保育給付認定
HP: 二次元コード



1 施設等利用給付について

(1) 施設等利用給付の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、認定こども園等を利用した場合に負担する預かり保育利用料について、市から施設等利用費の支給ができるものです。

(2) 施設等利用給付認定基準及び支給内容

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて区分されており、認定基準及び支給額は下表のとおりです。なお、記載されている額は、1か月あたりの上限額であり、実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。

また、通園送迎費、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

クラス	認定の基準 (下記に該当しない場合は、施設等利用費は給付対象外)	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定
		保育料	預かり保育利用料 (施設等利用費支給上限額)
3～5歳児	次のすべてに該当する場合 ① 認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している ② 認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）	1号	2号
		無償化	実際の利用日数×450円 ※上限額：11,300円
満3歳児	次のすべてに該当する場合 ① 認定希望日において、お子さんが満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない ② 認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等） ③ 申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である	1号	3号
		無償化	実際の利用日数×450円 ※上限額：16,300円

～留意事項～

施設等利用費の支給を受けるために必要となる「施設等利用給付認定」と保育所や地域型保育事業所を利用するために必要となる「教育・保育給付認定」は別の認定となりますので、ご注意ください。

【 施設等利用給付認定 ≠ 教育・保育給付認定 】

留意事項

① 2号及び3号認定のお子さんが認定こども園等以外の施設・事業の利用した場合の施設等利用費について

認定こども園等以外の施設や事業（認可外保育施設等）を利用して、その費用については、利用する認定こども園等が次の場合を除き、施設等利用費の対象とはなりませんのでご注意ください。

- 1 預かり保育を実施していない認定こども園等である場合
- 2 預かり保育を実施しているが、その内容が、平日（夏休み等の長期休園期間を除く）の開園時間（教育時間 + 預かり保育時間）が8時間未満である場合又は預かり保育の実施日が200日未満の認定こども園等である場合

② 施設等利用給付認定現況届について

子ども子育て支援法に基づき、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設等を施設等利用給付認定（2号・3号）で利用する児童に対し、市が「保育の必要性の事由」に変更がないか、年に1回、現況確認を行っております。対象となる方については市から別途ご案内いたしますが、現況届の提出がない場合、施設等利用給付認定が取り消され、給付を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください（既に給付を受けている場合は還付を求めることがあります）。

③ 認定における市民税非課税世帯について

- ・4～8月は前年度、9～3月は当該年度の市民税額に基づく。
- ・市民税額は住宅借入金等特別税額控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。
- ・海外収入がある場合、国内外の収入を合算して決定します。海外収入がある方、海外居住等により市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額・控除等の証明書類の提出が必要です。
- ・次の①～③全てに該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算します。
 - ①対象児童の保護者（父母）の市区町村民額が非課税である。
 - ②祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を仕送りしている等）。
 - ③対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっている。

（3）施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、下表のとおりです。

支給区分	支給方法	給付方法の説明
保育料	無償化	その他、特定負担額・実費徴収等は自己負担となります。
預かり保育利用料	償還払い	保護者が認定こども園等に対し、預かり保育利用料を全額支払った後に、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法になります。

2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

(1) 施設等利用給付認定の申請に必要となる書類

必要となる書類は、下表のとおりです。申請する認定区分によって異なりますのでご注意ください。なお、申請書の提出先は、利用する認定こども園等になりますので、提出方法や期限等は認定こども園等に確認してください。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）

非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。

保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

なお、施設等利用給付認定申請後、①保育が必要な事由に変更がある場合、もしくは②世帯構成が変わった場合は変更申請の手続きが必要となります。変更申請時は施設等利用給付認定申請書ではなく、施設等利用給付認定変更申請書が必要となります。

3 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求について

(1) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の流れ

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、利用保護者が、預かり保育利用料を認定こども園等に支払った後に、保護者が認定こども園等に請求書を提出することになります。

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としていますので、請求期限までに請求を行ってください。なお、複数期を一括して請求する（例：第1期～第3期分を第3期に請求する）ことも可能ですが、期毎に1枚申請書が必要となります。

※施設等利用給付を受ける権利の消滅時効は、利用月の翌月1日から起算して2年となりますので、その期間内に請求してください。

区分	預かり保育料支払月	提出期限	支給予定期間	支給方法
第1期	4月～6月	7月：最終開庁日	8月～9月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月：最終開庁日	11月～12月	
第3期	10月～12月	1月：最終開庁日	2月～3月	
第4期	1月～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が申請可能なものに限る）。

(2) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求方法

預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求書類については、下表のとおりです。提出方法や期限等は認定こども園等に確認してください。

提出書類	<p>1 施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、認定こども園等から受け取ってください。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（認定こども園等が発行する書類）</p> <p>3 領収証の写し（認定こども園等が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。</p>
------	---

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先
川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター
電話：048-259-9043（直通）